

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 浄化槽の設置の届出等に関する浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

（以上県例規集登載）

【訓令】

- 岡山県登記事務嘱託員規程の廃止
- 岡山県庁用自動車管理規程の一部改正

（以上県例規集登載）

【告示】

- 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量規制基準の一部改正

（県例規集登載）

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

- 道路の区域変更
- 道路の供用開始

環境管理課

循環型社会推進課

監理課

用度課

環境管理課

健康推進課

道路整備課

目次

担当課（室）

【公告】

- 土地改良区役員の新任及び就任届
- 令和二年二級建築士試験の実施
- 令和二年木造建築士試験の実施
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

【公安委員会】

- 猟銃等講習会の開催
- 年少射撃資格講習会の開催
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施

耕地課

建築指導課

生活安全企画課

◎岡山県規則第十二号

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則（平成十四年岡山県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第六の十八の項中「地方卸売市場」を「卸売市場」に、「第二条第四項」を「第二条第二項」に、「いう。」を「いう。以下この表において同じ。」（水産物に係る卸売場の面積が二〇〇平方メートル（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものにあつては、三三〇平方メートル）未満のものを除く。）に改め、同表の十九の項中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改める。

附 則

この規則中別表第六の十八の項の改正規定は令和二年六月二十一日から、同表の十九の項の改正規定は同年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十三号

浄化槽の設置の届出等に関する浄化槽法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

浄化槽の設置の届出等に関する浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

浄化槽の設置の届出等に関する浄化槽法施行細則(昭和六十年岡山県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令」を「浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令」に改める。

第八条を次のように改める。

(設置計画の協議の申出)

第八条 法第十二条の五第四項の規定による協議(特定行政庁に対して行うものを除く。)は、知事が別に定める申出書に浄化槽設置票を添付して行うものとする。

様式第三号中

設置の届出
年月日
建築確認(通知)

設置の届出等年月日

「備考 不要の文字は、消すこと。

「備考

- 1 浄化槽法第5条第1項ただし書に規定するとき該当する場合は、設置の届出等年月日の欄には、建築主事の確認の年月日又は建築主事への通知の年月日を記載すること。
- 2 市町村が浄化槽法第12条の5第1項の規定により浄化槽を設置した場合は、設置の届出等年月日の欄には、同条第4項の規定による浄化槽の設置計画に係る協議の同意の年月日を記載すること。

様式第四号中

設置の届出
年月日
建築確認(通知)

設置の届出等年月日

「備考

- 1 不要の文字は，消すこと。
- 2 技術管理者となつた者の当該資格を証する書類を添付すること。

」

「備考

- 1 浄化槽法第5条第1項ただし書に規定するとき該当する場合は，設置の届出等年月日の欄には，建築主事の確認の年月日又は建築主事への通知の年月日を記載すること。
- 2 市町村が浄化槽法第12条の5第1項の規定により浄化槽を設置した場合は，設置の届出等年月日の欄には，同条第4項の規定による浄化槽の設置計画に係る協議の同意の年月日を記載すること。
- 3 技術管理者となつた者の当該資格を証する書類を添付すること。

」

」

様式第五号中

設置の届出年月日
建築確認(通知)

」

設置の届出年月日

」

「備考 不要の文字は，消すこと。

」

「備考

- 1 浄化槽法第5条第1項ただし書に規定するとき該当する場合は，設置の届出等年月日の欄には，建築主事の確認の年月日又は建築主事への通知の年月日を記載すること。
- 2 市町村が浄化槽法第12条の5第1項の規定により浄化槽を設置した場合は，設置の届出等年月日の欄には，同条第4項の規定による浄化槽の設置計画に係る協議の同意の年月日を記載すること。

」

様式第六号及び様式第七号を記す。

附 則

(施行期日)

令和2年3月3日 岡山県公報 第12173号

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の第八条第一項の規定により浄化槽の使用の休止を届け出ている者が当該浄化槽の使用を再開しようとする際の使用の再開の届出については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の浄化槽の設置の届出等に関する浄化槽法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

令和2年3月3日 岡山県公報 第12173号

◎岡山県訓令第3号

岡山県登記事務嘱託員規程（昭和四十九年岡山県訓令第5号）は、廃止する。

令和二年三月三日

農林水産部
土木部
出先機関

岡山県知事 伊原木 隆 太

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

令和2年3月3日 岡山県公報 第12173号

◎岡山県訓令第4号

庁 中 一 般
出 先 機 関

岡山県庁用自動車管理規程（昭和五十年岡山県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第二条第七号中「前三号に掲げる」を削り、同条第八号中「前号に掲げる」を削り、同条に次の一号を加える。

九 職員 所属所に属する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職の職員及び同条第三項第三号に規定する非常勤の特別職の職員

第四条の二第一項中「及び非常勤嘱託職員等」を削り、「これらの職員等」を「これ」に改める。

第八条第一項中「及び非常勤嘱託職員等」を削り、同条第二項中「非常勤嘱託職員等」を「職員のうち地方公務員法第三条第三項第三号に規定する非常勤の特別職の職員及び同法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員」に改める。

第九条第一号中「第二百四十三条の二」を「第二百四十三条の二の二」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

令和2年3月3日 岡山県公報 第12173号

◎岡山県告示第九十七号

平成二十一年岡山県告示第二百二十七号（化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量規制基準）の一部を次のように改正する。

令和二年三月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

別表2及び別表3中

自動車分解整備
事業

を

自動車特定整備 事業	
500以上	500未満

に改める。

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第九十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和二年三月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を更新した医療機関

名 称

所 在 地

更新年月日

ゆたか薬局

倉敷市真備町川辺二〇〇〇一

令和二年三月一日

ハロー薬局尾張店

瀬戸内市邑久町尾張一三四六

令和二年三月一日

おかやま薬局山陽店

赤磐市山陽四一三

令和二年三月一日

そうごう薬局真庭勝山店

真庭市勝山二六〇

令和二年三月一日

◎岡山県告示第九十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和二年三月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

しもまち薬局

高梁市下町五八一

令和二年二月二十九日

令和2年3月3日 岡山県公報 第12173号

◎岡山県告示第百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年三月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 坪井下栃原線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
久米郡美咲町中坵和字横内向三七一番一 地先から	久米郡美咲町中坵和字横内三六九番地先 まで	新	六・〇 〃 一九・〇	一〇九・〇
久米郡美咲町中坵和字横内向三七一番一 地先から	久米郡美咲町中坵和字横内三六九番地先 まで	旧	四・〇 〃 一二・七	一〇九・〇

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一七九号
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長
---	---	----	----	----

令和2年3月3日 岡山県公報 第12173号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 玉野福田線
 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
瀬戸内市邑久町大富字光明寺七二三番一 地先から 瀬戸内市邑久町大富字猪ノ窪七二七番一 地先まで	新	一〇・〇 二六・五	一三二・〇
瀬戸内市邑久町大富字光明寺七二三番一 地先から 瀬戸内市邑久町大富字猪ノ窪七二七番一 地先まで	旧	七・〇 一一・〇	一三二・〇

一 道路の種類 県道
 二 路線名 瀬西大寺線
 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
美作市林野字上へ町八六番地先から 美作市林野字城山一三三番一地先まで	新	一四・〇 五五・〇	一七六・〇
美作市林野字上へ町八六番地先から 美作市林野字城山一三三番一地先まで	旧	一四・〇 五五・〇	一七六・〇

令和2年3月3日 岡山県公報 第12173号

区 域	玉野市滝字小宮ケ原五五二番一地先から 玉野市滝字小宮ケ原五五四番一地先まで	玉野市滝字小宮ケ原五五二番一地先から 玉野市滝字小宮ケ原五五六番一地先を 経て 玉野市滝字小宮ケ原五五四番一地先まで	玉野市滝字小宮ケ原五五二番一地先から 玉野市滝字小宮ケ原五五四番一地先まで
新旧 別	新	旧	
幅員 (メートル)	二九・五〇 四八・五	五・五	
延長 (メートル)	六三・〇	五四・五	

令和2年3月3日 岡山県公報 第12173号

◎岡山県告示第百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年三月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道 坪井下栃原線	一般国 一七九号	美作市林野字上へ町八六番地先から 美作市林野字城山一三三番一地先まで 久米郡美咲町中坵和字横内三七一番一地先 から 久米郡美咲町中坵和字横内三六九番地先まで	令和二年三月三日

令和2年3月3日 岡山県公報 第12173号

(六二)土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、
土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

令和二年三月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称		二 退任及び就任役員		住所	理事	理事監
氏名	氏名	退任役員	就任役員			
岡嶋 浩道	岡嶋 浩道	網嶋 浩道	加賀郡吉備中央町案田一八四	理	事	
小倉 基延	上月 克濟	小倉 基延	〃 〃 〃 三二四一	〃	〃	
見口 成年	見口 成年	見口 成年	〃 〃 〃 二二六	〃	〃	
合田 康和	合田 康和	合田 康和	〃 〃 〃 七三三	〃	〃	
杉本 将	杉本 将	杉本 将	〃 〃 〃 二八〇	〃	〃	
岩木 健二	岩木 健二	岩木 健二	〃 〃 〃 三	〃	〃	
國只 才	〃	〃	〃 〃 〃 七六九	〃	〃	
山本 靖人	光森 智浩	山本 靖人	〃 〃 〃 六二〇	〃	〃	
藤井 知之	藤井 知之	藤井 知之	〃 〃 〃 六六三	〃	〃	
赤木 邦彦	赤木 邦彦	赤木 邦彦	〃 〃 〃 上田西一六六八	〃	〃	
清原 敬介	清原 敬介	清原 敬介	〃 〃 〃 一〇六六	〃	〃	
片山 友孝	片山 友孝	片山 友孝	〃 〃 〃 一二七四	〃	〃	
能勢 恭行	能勢 恭行	能勢 恭行	〃 〃 〃 四四五	〃	〃	
平 裕輔	阿部 直樹	平 裕輔	〃 〃 〃 六〇六	〃	〃	
杭田 元	〃	杭田 元	〃 〃 〃 二二二〇	〃	〃	
佐藤 進	〃	佐藤 進	〃 〃 〃 上田東一三七〇	〃	〃	
大谷 行弘	〃	大谷 行弘	〃 〃 〃 四六九	〃	〃	
植田 美大	〃	植田 美大	〃 〃 〃 三二四	〃	〃	
	〃		〃 〃 〃 一八八五	〃	〃	
	〃		〃 〃 〃 一二三〇一	〃	〃	

令和2年3月3日 岡山県公報 第12173号

	山本 修巳		杭田 忠徳	檜崎 利雄	柳原富美男							景山 博文	
	小倉 博司		檜崎 義昌	檜崎 利雄	柳原富美男	黒田 員米	竹林 茂之	植田 道子	高島 浩一	池本 定夫	大月 弘		
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	〃 三一九	案田四三〇	〃 一八一四	上田東三九五	上田西一七九八	円城六三〇	小森二四四一二	三谷九八九	〃 一九〇五	〃 一五一二	〃 三六九一五	〃 五六三	〃 三五七
	〃	〃	〃	〃	〃	監 事	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

令和2年3月3日 岡山県公報 第12173号

〔六三〕 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和二年二級建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和二年三月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の日時及び場所

1 日時

(1) 学科の試験

令和二年七月五日（日曜日）午前十時十分から午後五時二十分まで

(2) 設計製図の試験

令和二年九月十三日（日曜日）午前十一時から午後四時まで

2 場所

岡山県立岡山工業高等学校（岡山市北区伊福町四丁目三番九二号）

二 受験資格

1 学科の試験

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者

2 設計製図の試験

学科の試験に合格した者。ただし、平成三十年又は令和元年の二級建築士試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。以下同じ。）において学科の試験に合格した者にあつては、申請により、本年の学科の試験を免除する。

三 受験手数料

一八、五〇〇円

四 受験申込手続

1 郵送による受験申込み

(1) 受験申込受付期間

令和二年三月二十五日（水曜日）から同月三十一日（火曜日）まで

(2) 受験申込方法

次の宛先に必ず簡易書留で郵送すること。（令和二年三月三十一日の消印のあるものまで有効）

〒一〇二一〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町三番六号 紀尾井町パークビル

令和2年3月3日 岡山県公報 第12173号

公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

2 受付場所における受験申込み

(1) 受験申込受付期間及び時間

令和二年四月九日（木曜日）から同月十三日（月曜日）までの午前十時から午後五時まで

(2) 受付場所

一般社団法人岡山県建築士会事務局会議室（岡山市北区内山下一丁目三番一九号 建築会館五階）

(3) 受験申込方法

受験申込書は、原則として(2)の受付場所に申込者本人が直接提出すること。

3 インターネットによる受験申込み

平成十六年以降に二級建築士試験の受験申込みをした者のうち、受験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(1) 受験申込受付期間及び時間

令和二年四月十三日（月曜日）午前十時から同月二十日（月曜日）午後四時まで

(2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

五 可否の通知

1 学科の試験

令和二年八月二十五日（火曜日）頃に、本人に直接通知する。

2 設計製図の試験

令和二年十二月三日（木曜日）頃に、本人に直接通知する。

六 受験申込書の配布

1 郵送による配布

(1) 請求期間

令和二年三月九日（月曜日）午前十時から同月十九日（木曜日）午後五時まで

(2) 配布期間

令和2年3月3日 岡山県公報 第12173号

令和二年三月十六日（月曜日）から同月二十七日（金曜日）まで（料金着払いにより郵送する。）

(3) 請求方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) からインターネットにより請求し、又はFAXで次の宛先に請求すると。（FAXにより請求する場合にあつては、氏名、送付先住所、電話番号、試験種別（二級）及び申込区分（「学科の試験から」又は「設計製図の試験のみ」）を明記すること。）

公益財団法人建築技術教育普及センター 受験申込書配布係

FAX ○三ー六八〇九ー五八六二

2 配布場所における配布

(1) 配布場所

ア 一般社団法人岡山県建築士会事務局（岡山市北区内山下一丁目三番一九号 建築会館四階）

イ 倉敷市建設局建築部建築指導課（倉敷市西中新田六四〇）

ウ 津山市都市建設部都市計画課（津山市山北五二〇）

(2) 配布期間及び時間

ア (1)アの場所

令和二年三月十六日（月曜日）から同年四月十三日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）並びに同月十一日（土曜日）及び同月十二日（日曜日）の午前九時三十分から午後五時（ただし、同月十三日（月曜日）にあつては、午後四時）まで

イ (1)イ及びウの場所

令和二年三月十六日（月曜日）から同年四月十三日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の午前九時三十分から午後五時（ただし、同月十三日（月曜日）にあつては、午後四時）まで

七 その他

1 設計製図の試験の課題の発表

令和二年六月十日（水曜日）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) において公表する。

2 受験に際する特別措置

受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、受験申込時にその旨を申し出ること。

令和2年3月3日 岡山県公報 第12173号

〔六四〕建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和二年木造建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和二年三月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の日時及び場所

1 日時

(1) 学科の試験

令和二年七月十二日（日曜日）午前十時十分から午後五時二十分まで

(2) 設計製図の試験

令和二年十月十一日（日曜日）午前十一時から午後四時まで

2 場所

岡山県立岡山工業高等学校（岡山市北区伊福町四丁目三番九二号）

二 受験資格

1 学科の試験

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者

2 設計製図の試験

学科の試験に合格した者。ただし、平成三十年又は令和元年の木造建築士試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。以下同じ。）において学科の試験に合格した者にあつては、申請により、本年の学科の試験を免除する。

三 受験手数料

一八、五〇〇円

四 受験申込手続

1 郵送による受験申込み

(1) 受験申込受付期間

令和二年三月二十五日（水曜日）から同月三十一日（火曜日）まで

(2) 受験申込方法

次の宛先に必ず簡易書留で郵送すること。（令和二年三月三十一日の消印のあるものまで有効）

〒一〇二一〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町三番六号 紀尾井町パークビル

令和2年3月3日 岡山県公報 第12173号

公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

2 受付場所における受験申込み

(1) 受験申込受付期間及び時間

令和二年四月九日（木曜日）から同月十三日（月曜日）までの午前十時から午後五時まで

(2) 受付場所

一般社団法人岡山県建築士会事務局会議室（岡山市北区内山下一丁目三番一九号 建築会館五階）

(3) 受験申込方法

受験申込書は、原則として(2)の受付場所に申込者本人が直接提出すること。

3 インターネットによる受験申込み

平成十六年以降に木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、受験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(1) 受験申込受付期間及び時間

令和二年四月十三日（月曜日）午前十時から同月二十日（月曜日）午後四時まで

(2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

五 可否の通知

1 学科の試験

令和二年九月八日（火曜日）頃に、本人に直接通知する。

2 設計製図の試験

令和二年十二月三日（木曜日）頃に、本人に直接通知する。

六 受験申込書の配布

1 郵送による配布

(1) 請求期間

令和二年三月九日（月曜日）午前十時から同月十九日（木曜日）午後五時まで

(2) 配布期間

令和2年3月3日 岡山県公報 第12173号

令和二年三月十六日（月曜日）から同月二十七日（金曜日）まで（料金着払いにより郵送する。）

(3) 請求方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) からインターネットにより請求し、又はFAXで次の宛先に請求すること。（FAXにより請求する場合には、氏名、送付先住所、電話番号、試験種別（木造）及び申込区分（「学科の試験から」又は「設計製図の試験のみ」）を明記すること。）

公益財団法人建築技術教育普及センター 受験申込書配布係

FAX ○三ー六八〇九ー五八六二

2 配布場所における配布

(1) 配布場所

一般社団法人岡山県建築士会事務局（岡山市北区内山下一丁目三番一九号 建築会館四階）

(2) 配布期間及び時間

令和二年三月十六日（月曜日）から同年四月十三日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）並びに同月十一日（土曜日）及び同月十二日（日曜日）の午前九時三十分から午後五時（ただし、同月十三日（月曜日）にあつては、午後四時）まで

七 その他

1 設計製図の試験の課題の発表

令和二年六月十日（水曜日）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) において公表する。

2 受験に際する特別措置

受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、受験申込時にその旨を申し出ること。

令和2年3月3日 岡山県公報 第12173号

〔六五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年三月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井尻野字一ノ口二四六一一、二四六一一地先道、三〇八一三、三二二一一、

三二二一一地先道

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市新本五三五九

渡邊 繁雄

三 許可番号

岡山県指令建指第一四八号

令和2年3月3日 岡山県公報 第12173号

〔六六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年三月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字拾ノ割六二六一八、六二六一一二、六二六一一三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区伊福町三丁目二四―二六サニ―レジデンス一〇一

高森 翔也

高森 好美

三 許可番号

岡山県指令建指第三〇六号

令和2年3月3日 岡山県公報 第12173号

〔六七〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和二年三月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井尻野字一ノ口二四六一一、二四六一一地先道、三〇八一三、三一二一一、

三一二一一地先道

二 公共施設の種類

道路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市新本五三五九

渡邊 繁雄

五 許可番号

岡山県指令建指第二五八号

令和2年3月3日 岡山県公報 第12173号

◎岡山県公安委員会告示第二十八号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の三第一項の規定により、次のとおり猟銃等講習会を開催する。

令和二年三月三日

岡山県公安委員会

一 講習の日時及び場所

講習課程	開催年月日	開催時刻	開催場所
初心者講習課程	令和二年 五月十九日	午前十時	岡山市北区御津中山四四四一三 岡山県運転免許センター
経験者(更新)講習課程	令和二年 四月十日	午後一時	倉敷市大島四五一一 倉敷警察署
	令和二年 四月十五日	午後一時	岡山市北区御津中山四四四一三 岡山県運転免許センター
	令和二年 四月二十二日	午後一時	津山市林田七七 津山警察署
	令和二年 五月十三日	午後一時	高梁市段町一〇一七一一 高梁警察署
	令和二年 五月二十五日	午後一時	倉敷市大島四五一一 倉敷警察署
	令和二年 六月七日	午後一時	岡山市北区御津中山四四四一三 岡山県運転免許センター
	令和二年 六月十七日	午後一時	津山市林田七七 津山警察署
	令和二年 六月二十四日	午後一時	高梁市段町一〇一七一一 高梁警察署

二 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚(縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に

令和2年3月3日 岡山県公報 第12173号

氏名及び撮影年月日を記入したもの)

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前(その日が岡山県の休日定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日)

三 受講手数料

初心者講習課程

六千九百円

経験者(更新)講習課程

三千円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

1 代理受講は、認めない。

2 講習修了証明書は、講習当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。

令和2年3月3日 岡山県公報 第12173号

◎岡山県公安委員会告示第二十九号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の十四第一項の規定により、次のとおり年少射撃資格講習会を開催する。

令和二年三月三日

岡山県公安委員会

一 開催の日時及び場所

日 時	場 所
令和二年五月二十二日（金） 午前十時	岡山市北区内山下二一四一六 岡山県警察本部警務部会計課分室（岡山 県庁地下一階）

二 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

令和二年五月十五日（金）

三 受講手数料

九千八百円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

- 1 代理受講は、認めない。
- 2 講習修了証明書は、講習会の当日に交付することとする。ただし、受講者が多数

令和2年3月3日 岡山県公報 第12173号

であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。

令和2年3月3日 岡山県公報 第12173号

◎岡山県公安委員会告示第三十号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

令和二年三月三日

岡山県公安委員会

一 使用銃種

散弾銃

二 講習の日時及び場所

- 1 トラップ射撃(トラップから射撃線までの距離が十五メートルであるものをいう。)

日	時	場	所
令和二年四月六日(月)	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場
令和二年四月七日(火)	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレ―射撃場
令和二年四月八日(水)	午前九時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場
令和二年四月十三日(月)	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場
令和二年四月十五日(水)	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレ―射撃場
令和二年四月十五日(水)	午前九時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場

令和2年3月3日 岡山県公報 第12173号

午後一時	令和二年五月十九日（火）	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	令和二年五月十八日（月）	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午前九時	令和二年五月十三日（水）	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
午後一時	令和二年五月十三日（水）	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	令和二年五月十一日（月）	
午前十時	令和二年五月四日（月）	
午前十時	令和二年四月二十七日（月）	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午後一時	令和二年四月二十四日（金）	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前九時	令和二年四月二十二日（水）	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
午前十時	令和二年四月二十日（月）	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場

令和2年3月3日 岡山県公報 第12173号

午後一時	令和二年六月十二日(金)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前九時	令和二年六月十日(水)	湯原国際射撃場
午前十時	令和二年六月八日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午後一時	令和二年六月四日(木)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前九時	令和二年六月三日(水)	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
午前十時	令和二年六月一日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午後一時	令和二年五月二十八日(木)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前九時	令和二年五月二十七日(水)	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
午前十時	令和二年五月二十五日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午前九時	令和二年五月二十日(水)	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場

令和2年3月3日 岡山県公報 第12173号

2 スキート射撃（クレイがセンターポールの上方を通過するように発射されるものをいう。）

日 時	場 所
令和二年四月三日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和二年四月七日（火） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場

令和二年六月十五日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和二年六月十七日（水） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
令和二年六月二十二日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和二年六月二十四日（水） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場
令和二年六月二十四日（水） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
令和二年六月二十九日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場

令和2年3月3日 岡山県公報 第12173号

令和二年四月十日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和二年四月十五日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
令和二年四月十七日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和二年四月二十四日(金) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
令和二年四月二十四日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和二年五月一日(金) 午前十時	
令和二年五月八日(金) 午前十時	
令和二年五月十三日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
令和二年五月十五日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
令和二年五月十九日(火) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場

令和2年3月3日 岡山県公報 第12173号

<p style="text-align: center;">令和二年五月二十二日（金） 午前十時</p>	<p style="text-align: center;">倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>
<p style="text-align: center;">令和二年五月二十八日（木） 午後一時</p>	<p style="text-align: center;">岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場</p>
<p style="text-align: center;">令和二年五月二十九日（金） 午前十時</p>	<p style="text-align: center;">倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>
<p style="text-align: center;">令和二年六月四日（木） 午後一時</p>	<p style="text-align: center;">岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場</p>
<p style="text-align: center;">令和二年六月五日（金） 午前十時</p>	<p style="text-align: center;">倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>
<p style="text-align: center;">令和二年六月十二日（金） 午後一時</p>	<p style="text-align: center;">岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場</p>
<p style="text-align: center;">令和二年六月十二日（金） 午前十時</p>	<p style="text-align: center;">倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>
<p style="text-align: center;">令和二年六月十九日（金） 午前十時</p>	
<p style="text-align: center;">令和二年六月二十四日（水） 午後一時</p>	<p style="text-align: center;">岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場</p>
<p style="text-align: center;">令和二年六月二十六日（金） 午前十時</p>	<p style="text-align: center;">倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>

令和2年3月3日 岡山県公報 第12173号

三 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前(その日が岡山県の休日であることを定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日)

四 受講手数料

一万二千七百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。

2 代理受講は、認めない。

3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。

令和2年3月3日 岡山県公報 第12173号

◎岡山県公安委員会告示第三十一号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

令和二年三月三日

岡山県公安委員会

- 一 使用銃種
ライフル銃
- 二 講習の日時及び場所

日	時	場	所
令和二年四月七日（火）	午前十時	岡山市北区御津伊田二二九一	御津ライフル射撃場
令和二年四月七日（火）	午前九時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場
令和二年四月十四日（火）	午前十時	岡山市北区御津伊田二二九一	御津ライフル射撃場
令和二年四月二十一日（火）	午前十時		
令和二年四月二十八日（火）	午前十時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場
令和二年五月十二日（火）		岡山市北区御津伊田二二九一	

令和2年3月3日 岡山県公報 第12173号

<p>午前十時</p>	<p>令和二年五月十九日(火) 午前十時</p>	<p>令和二年五月二十六日(火) 午前十時</p>	<p>令和二年五月二十六日(火) 午前九時</p>	<p>令和二年六月二日(火) 午前十時</p>	<p>令和二年六月二日(火) 午前九時</p>	<p>令和二年六月九日(火) 午前十時</p>	<p>令和二年六月十六日(火) 午前十時</p>	<p>令和二年六月二十三日(火) 午前十時</p>	<p>令和二年六月三十日(火) 午前十時</p>	<p>令和二年六月三十日(火) 午前九時</p>
<p>御津ライフル射撃場</p>	<p>真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場</p>			<p>岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場</p>	<p>真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場</p>	<p>岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場</p>	<p>真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場</p>			<p>真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場</p>

三 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前(その日が岡山県の休日定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日)

四 受講手数料

一万二千七百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。

2 代理受講は、認めない。

3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。